

「久留米市認定審査会用複合機に係る導入賃貸借」に関する
条件付一般競争入札実施要領

久 留 米 市

久留米市は、「久留米市認定審査会用複合機に係る導入賃貸借」について、以下のとおり条件付一般競争入札を行う。

1. 業務概要

本業務は、久留米市認定審査会用複合機を導入するもの

1-1. 業務名

久留米市認定審査会用複合機に係る導入賃貸借

1-2. 業務場所

久留米市役所本庁（各総合支所、その他出先含む）

1-3. 業務内容

「久留米市認定審査会用複合機に係る導入賃貸借仕様書」のとおり

1-4. 契約期間

契約締結日の翌日から令和6年12月31日まで

2. 入札参加資格審査

2-1. 資格審査方法

事前審査

2-2. 参加資格

- (1) 市内の本店または営業所に技術者を1名以上有する者。
- (2) 平成29・30・31年度久留米市競争入札参加資格（物品）を有する者で、OA機器を優先順位の1位としている者。
- (3) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市府達第6号）に基づく指名停止を受けていないこと。

2-3. 入札参加申請

(1) 参加に必要な書類

「久留米市認定審査会用複合機に係る導入賃貸借仕様書」に関する条件付一般競争入札参加資格審査申請要領を参照の上、申請書類を提出すること。

審査を受けていない場合や審査により不適合と判断された場合は、入札参加資格がないものとする。

(2) 提出期限および注意事項

令和元年10月15日（火）までに（5）の提出先まで郵送または持参すること。

期限までに提出がなかった場合は、「久留米市認定審査会用複合機に係る導入賃貸借仕様書」に関する条件付一般競争入札へ参加出来ないものとする。

(3) 結果通知

入札参加資格審査の結果は、令和元年10月17日（木）までに通知する。なお、審査結果に係る問合せ等は、一切受け付けない。

(4) 経費および遵守すべき事項

- (ア) 提出資料作成並びに提出に要する費用はすべて申請者の負担とする。
- (イ) 提出資料に虚偽の記載をした場合は、無効となる。
- (ウ) 提出資料は、返却しない。

- (エ) 提出資料は、公正性、透明性、客觀性を期すため公表することがある。
- (オ) 提出資料作成のために久留米市から受領した資料等は、久留米市の了解なく公表又は使用することはできない。

(5) 提出先および問合せ先

〒 830-8520
福岡県久留米市城南町15-3
久留米市総務部情報政策課 中道、江口
TEL : 0942-30-9060
FAX : 0942-30-9708
E-mail : jimukan@city.kurume.fukuoka.jp

3. 入札及び開札について

3-1. 開札日時

令和元年10月21日（月）15時00分

（入札書の締切は、令和元年10月21日（月）12時までに久留米市情報政策課へ到達するよう、「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかにより入札書を郵送すること。）

3-2. 開札場所

久留米市庁舎 13階 1301会議室

3-3. 入札方法

郵便入札

3-4. 郵便入札関係書類の引渡し

事前審査を通過した事業者に対して通知する。

原則、電話等による問合せは受けないものとする。

3-5. 入札に関する質問

質問がある場合については下記期間内でFAX（質問書（第1号様式））にて受付けるものとする。

令和元年10月10日（木）から令和元年10月11日（金）17時00分まで

総務部 情報政策課 FAX番号 0942-30-9708

なお、質問への回答は令和元年10月15日（火）までにホームページに掲載するものとする。

3-6. 入札保証金

久留米市契約事務規則第6条及び第7条による。

3-7. 契約保証金

契約金額を1年間当たりの額に換算した額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。

但し、久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号）第27条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

3-8. 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(ア) 入札参加資格のない者が入札したとき

- (イ) 入札金額が予定価格を超えるとき
- (ウ) 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- (エ) 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- (オ) 入札書の記載された事項に誤字又は脱字等があって必要事項を確認できないとき
- (カ) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- (キ) 同一の入札者が 2 以上の入札をしたとき
- (ク) 法令又は入札に関する条件に違反したとき

3 - 9. 契約条項を示す場所

総務部 情報政策課（久留米市庁舎 5 階）